

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

- 第6条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(本業務の特記仕様事項)

第7条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

特記仕様書

(ダム制御処理装置HDD交換・ダム管理設備点検)

(目的)

第1条 本業務は、福井ダム及び県民局事務室に設置しているダム制御処理装置を常時良好な状態で稼働するよう部品の交換、点検整備を行い、福井ダム管理の万全を期するものである。

(委託箇所)

第2条 業務の委託箇所は、福井ダム管理所及び県民局事務室とする。

(業務の内容)

第3条 受託者(以下「乙」という。)は、契約期間中に福井ダム制御処理装置のHDD(ハードディスクドライブ)の交換、福井ダム管理システムの正常な動作の維持を図るために必要な点検整備を行うものとし、点検整備の内容は点検対象設備(個別表)に示す点検項目、点検内容及び判定基準等による。

なお、交換作業、点検等の結果により重大な異常が発見された場合は、早急に監督員と協議するものとする。

(業務の範囲)

第4条 HDD交換業務の範囲および交換機器の内訳は、次のとおりとする。

(1) 放流操作装置 I	HDD 2台 (3.5型 1TB SATA)
(2) 放流操作装置 II	HDD 2台 (3.5型 1TB SATA)
(3) 情報入力提供装置処理部 I	HDD 2台 (3.5型 1TB SATA)
(4) 遠隔監視装置	HDD 2台 (3.5型 1TB SATA)
<hr/>	
	計 8台

点検整備業務の範囲及び内訳は、別添「点検対象設備一覧(内訳表)」のとおりとする。

(提出図書)

第5条 乙は、委託者(以下「甲」という。)に次の書類を提出しなければならない。

- (1) HDD交換作業、点検整備計画書
- (2) HDD交換作業、点検整備工程表
- (3) HDD交換作業、点検整備報告書
- (4) 委託業務写真綴り

(福井ダム管理システムの停止)

第6条 HDD交換作業、点検整備にあたり、福井ダム発電機を一時停止する必要がある場合は、事前に甲の承諾を受けなければならない。

(軽微な修理部品等)

第7条 HDD交換作業、点検整備にあたり、軽微な修理部品については乙の負担とする。

(業務の完了)

第8条 業務の終了後、甲の行う業務完了検査の合格をもって業務の完了とする。

(土木工事共通仕様書の適用)

第9条 業務にあたっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合は、この限りではない。

なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室)、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。

(廃棄物の処理及び処分)

第10条 乙は、廃棄物の処理及び処分にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、乙の責任において、適正に処理及び処分を行うものとする。

HDD交換（内訳表）

HDD交換業務

①材料

名称	規格	単位	備考
HDD（放流操作装置1）	W-SAT-10G2-CC	2個	
HDD（放流操作装置2）	W-SAT-10G2-CC	2個	
HDD（情報入力提供装置処理部1）	W-SAT-10G2-CC	2個	
HDD（遠隔監視装置）	W-SAT-10G2-CC	2個	
装置本体用フィルター（LA02112-2・LA02112-5）		8個	
データセーブ用テープ		4個	
PLC用バッテリー・ケース（ER6T-3WK41・DA88326-1）		7個	
時計装置用バッテリー（PT-72TL-PE用）		1個	
電源装置（LQV000-Z）		9台	

②作業等

項目	内容	備考
交換作業	交換作業費	
業務計画・報告	業務計画	
	準備	
	報告書作成	

点検対象設備一覧（内訳表）

NO	対象設備	区分	規格	数量	単位	設置場所	点検表	備考
1	放流操作装置Ⅰ	装置本体	FA-PC,HDD,DVD キーボード,マウス	1	台	操作室	個別-1	
2	放流操作装置Ⅱ	装置本体	FA-PC,HDD,DVD キーボード,マウス	1	台	操作室	個別-1	
3	非常停止装置		据置型	1	台	操作室	個別-2	
4	光ケーブル接続盤・接続端子盤		屋内自立型	1	面	操作室（#T1）	個別-3	
5	入出力装置	入出力装置	PLC	1	台	操作室（#C2）	個別-4	PCS101
		水位計測装置	PLC	2	台		個別-4	PCS201,PCS202
		HUB		2	台		個別-5	SWHUB1,SWHUB2
		時計装置		1	台		個別-6	
6	情報入力提供装置 処理部1	処理部1	FA-PC,HDD,DVD キーボード,マウス	1	台	操作室（#C1）	個別-1	
		HUB		2	台		個別-5	SWHUB3,SWHUB4
		ルータ		1	台		個別-5	ROUTER1
		CDT変換器		1	台		個別-7	
		RS422変換器		1	台		個別-8	
		電話応答通報装置		1	台		個別-9	
7	情報入力提供装置 処理部2	処理部2	PLC	1	台	操作室（#C1）	個別-10	
8	カラーレーザープリンタ			1	台	操作室	個別-11	
9	大型表示装置	大型表示装置	50インチ 自立型	1	台	操作室	個別-12	
10	警報盤		壁掛け	2	面	事務室/宿直室	個別-13	#K1,#K2
11	主水位計	水位計（フロート式）	水研62型	1	台	量水塔	個別-14	
12	副水位計	水位計（水晶式）	水晶式	1	台	屋外（堤体左岸）	個別-15	
13	機側伝送装置	選択取水用		1	面	取水バルブ室	個別-16	#C21
		無停電電源装置	汎用小容量UPS	1	台		個別-19	
14	機側伝送装置	放流設備用		1	面	放流バルブ室	個別-17	#C22
		無停電電源装置	汎用小容量UPS	1	台		個別-19	
15	機側伝送装置	発電設備用		1	面	発電所	個別-18	#C23
		無停電電源装置	汎用小容量UPS	1	台		個別-19	
16	遠隔監視装置	処理部1	FA-PC,HDD,DVD キーボード,マウス	1	台	阿南庁舎	個別-1	
		ルータ		1	台		個別-5	ROUTER2
		大型表示装置	50インチ 天吊型	1	台		個別-12	
		無停電電源装置	汎用小容量UPS	1	台		個別-19	
-	業務計画			1	式		-	
-	準備			1	式		-	
-	報告書作成			1	式		-	

点検対象設備（個別表）

個別－1 FAパソコン

放流操作装置Ⅰ、放流操作装置Ⅱ、情報入力提供装置（処理部Ⅰ）、遠隔監視装置

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	バックアップ	ハードディスクの内容をツールにて外部媒体にバックアップ	
2	各種情報の収集	エラーログ情報の確認	
3	各部点検清掃	機器外面の清掃	
		機器内部の清掃	
		冷却ファンの清掃	
		冷却ファンの回転状態、異音の有無確認	
		エアフィルタの交換	
		内蔵DVDマルチドライブのヘッド清掃	
		機器据付状態の確認	
4	接続部の点検	接続ケーブル・コネクタ・端子の接続状態が良好なことを確認	
5	キーボード、マウス点検	キーボード・マウスの動作が正常なことを確認	
6	ディスプレイ点検	ディスプレイ部の輝度、画面位置サイズなどが正常なことを確認	
7	電圧等の測定	各部電圧等の測定を行い、基準値にあることを確認	
8	動作確認	時刻を確認	
		テストプログラムにより、各機能が正常であることを確認	
		復電立ち上げ後、各機能が正常に動作することを確認	

点検対象設備（個別表）

個別－2 非常停止装置

非常停止装置

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	表示器の確認	ランプテストで確認	
		データ表示ユニット（数値表示）及び表示ランプを点検し、正常であることを確認	
		警報音等の動作を点検し、正常であることを確認する。	
2	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認	
3	機器本体の清掃等	機器外面の清掃	
		機器据付状態を確認	

点検対象設備（個別表）

個別－3 光ケーブル接続盤・接続端子盤

光ケーブル接続盤・接続端子盤

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	中継端子部 保安器、避雷器の点検確認	発熱、変色の有無確認	
2	中継端子部 接続部の点検	接続ケーブル・コネクタ・端子等の接続状態の点検	
3	光ケーブルの接続部 接続部の点検	接続ケーブル・プラグイン・コネクタ及び端子等の接続状態の点検	
4	機器本体の点検	機器外面の清掃	
		機器据付状態の確認	

点検対象設備（個別表）

個別－4 PLC

入出力装置（PCS101）、主水位計測装置（PCS201）、副水位計測装置（PCS202）

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子等により、各部の電圧等を測定する。	
2	接続部の点検	接続ケーブル・プラグイン・コネクタ及び端子等の接続状態の点検	
3	機器本体の点検	機器外面の清掃	
		機器内部の清掃	
		機器据付状態の確認	

点検対象設備（個別表）

個別－5 ルータ・HUB

SWHUB1、SWHUB2、SWHUB3、SWHUB4、ROUTER1、ROUTER2

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	接続の確認	ケーブル・コネクタ・端子等を点検し、緩み等のないことを確認	
2	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃	
		機器据付状態の確認	

点検対象設備（個別表）

個別－6 時計装置

時計装置

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子等により、各部の電圧等を測定	
2	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換	
3	時刻の確認	親時計時刻が標準時刻と合っていることを確認	
		GPS受信装置が正常であることを確認	
4	接続の確認	ケーブル・コネクタ・端子等を点検し、緩み等のないことを確認	
5	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃	
		機器据付状態、緩み等のないことを確認	

点検対象設備（個別表）

個別－7 CDT変換器

CDT変換器

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	接続部の確認	コネクタ・端子等の接続部の確認	
2	データの確認	送信・受信データを確認	
3	機器本体の清掃等	機器外面の清掃	
		機器据付状態を確認	

点検対象設備（個別表）

個別－ 8 RS422変換器

RS422変換器

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	接続の確認	ケーブル・コネクタ・端子等を点検し、緩み等のないことを確認	
2	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃	
		機器据付状態の確認	

点検対象設備（個別表）

個別－9 電話応答通報装置

電話応答通報装置

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	動作状態の確認	可視による表示状態の確認	
2	接続の確認	ケーブル・コネクタ・端子等を点検し、緩み等のないことを確認	
3	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃	
		機器据付状態の確認	

点検対象設備（個別表）

個別－10 情報入力提供装置（処理部2）

情報入力提供装置（処理部2）（PCS001）

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子等により、各部の電圧等を測定	
2	接続部の点検	接続ケーブル・プラグイン・コネクタ・端子等の接続状態の点検	
3	アナログ入力部の確認	フルスケールに対し5点（0,25,50,75,100%）測定し、精度を算出・確認	
4	デジタル入出力部の確認	機側盤との入出力信号を試験器にて確認	
5	機器本体の点検	機器外面の清掃	
		機器内部の清掃	
		機器据付状態の確認	

点検対象設備（個別表）

個別－11 プリンタ装置（レーザビーム式）

カラーレーザプリンタ

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	電圧等の確認	入力電圧を確認	
2	機構部の確認	トナーの状態を点検し、「トナー交換」のアラームメッセージが出ている場合は、予備カートリッジがあれば交換	
3	印字動作確認	テスト印字機能またはオフラインで文字を印刷し、印字乱れ、ドット欠け等のないことを確認	
		印字状態を確認	
		紙切れ、紙詰まりしていないかを確認	
4	接続の確認	接続ケーブル・コネクタ・端子等の接続状態を確認	
5	機器本体の清掃等	機器本体内外面の清掃	
		転写部、給紙部の清掃	
		機器据付状態を確認	

点検対象設備（個別表）

個別－12 大型ディスプレイ

大型表示装置（ダム管理所）、大型表示装置（阿南庁舎）

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	表示部の確認	輝度、色純度、画面位置サイズ調整、色ずれの確認	
2	接続部の確認	接続ケーブル・コネクタの接続状態を確認	
3	機器本体の清掃等	ビュアの清掃及び機器外面の清掃	
		機器据付状態を確認	

点検対象設備（個別表）

個別－ 1 3 警報盤

K1、K2

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	表示器の確認	ランプテストで確認	
		警報音等の動作を点検し、正常であることを確認	
2	接続部の確認	ケーブル・コネクタ・端子等を点検し、緩み等のないことを確認	
3	機器本体の清掃等	機器外面の清掃	
		機器据付状態を確認	

点検対象設備（個別表）

個別－14 水位計（デジタル、アナログ式）

主水位計（フロート式）

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	機器本体の点検	各測定部の構造点検	
		機器据付状態の確認	
2	自記記録計の点検	記録計のインク補充、記録紙の交換	
3	A/D変換器等の校正	センサとA/Dコンバータ等の連動動作を確認	
		ビットチェック（000～999の各桁を10ステップ確認）	
4	光送受信機の点検	装置内外面の清掃	
		光ケーブルの外観点検	

点検対象設備（個別表）

個別－15 水位計（水晶式）

副水位計（水晶式）

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	取付状況	センサの設置状態を確認	
2	接続端子部の確認	接続ケーブル・コネクタ及び端子等の接続状態を確認	
3	動作確認	変換器の設定内容を確認	
4	D.O出力	D.Oチェックにより動作を確認	
5	比較試験	現水位と機器の水位を比較し確認	
6	機器本体の清掃等	装置外面の清掃	

点検対象設備（個別表）

個別－16 機側伝送装置

選択取水用機側伝送装置 #C21

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子等により、各部の電圧等を測定	
2	保安器、避雷器の点検確認	発熱、変色の有無確認	
3	デジタル入出力部の確認	機側盤との入出力信号を試験器にて確認	
4	出力リレー部の確認	接点状態、発熱、変色等の確認	
5	接続部の点検	接続ケーブル・プラグイン・コネクタ・端子等の接続状態の点検	
6	機器本体の点検	筐体の点検 筐体の防塵、防水構造の点検、発錆、腐食の有無を点検 スペースヒータの点検	
		機器外面の清掃	
		機器内部の清掃	
		機器据付状態の確認	

点検対象設備（個別表）

個別 - 17 機側伝送装置

放流設備用機側伝送装置 #C22

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子等により、各部の電圧等を測定	
2	保安器、避雷器の点検確認	発熱、変色の有無確認	
3	アナログ入力部の確認	フルスケールに対し5点（0,25,50,75,100%）測定し、精度を算出・確認	
4	デジタル入出力部の確認	機側盤との入出力信号を試験器にて確認	
5	出力リレー部の確認	接点状態、発熱、変色等の確認	
6	接続部の点検	接続ケーブル・プラグイン・コネクタ・端子等の接続状態の点検	
7	機器本体の点検	筐体の点検	
		筐体の防塵、防水構造の点検、発錆、腐食の有無を点検	
		スペースヒータの点検	
		機器外面の清掃	
		機器内部の清掃	
		機器据付状態の確認	

点検対象設備（個別表）

個別－18 機側伝送装置

発電設備用機側伝送装置 #C23

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子等により、各部の電圧等を測定	
2	保安器、避雷器の点検確認	発熱、変色の有無確認	
3	アナログ入力部の確認	フルスケールに対し5点（0,25,50,75,100%）測定し、精度を算出・確認	
4	デジタル入出力部の確認	機側盤との入出力信号を試験器にて確認	
5	出力リレー部の確認	接点状態、発熱、変色等の確認	
6	接続部の点検	接続ケーブル・プラグイン・コネクタ・端子等の接続状態の点検	
7	機器本体の点検	筐体の点検 筐体の防塵、防水構造の点検、発錆、腐食の有無を点検 スペースヒータの点検	
		機器外面の清掃	
		機器内部の清掃	
		機器据付状態の確認	

点検対象設備（個別表）

個別－19 無停電電源装置（汎用小容量UPS20kVA以下）

機側伝送装置用UPS

NO	点検項目	点検内容及び判定基準等	備考
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認	
2	蓄電池の確認	蓄電池交換推奨時期を確認	
3	ファンの確認	ファンの動作を確認	
4	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃	
		機器据付状態の確認	